

(別紙 1)

高知県ものがわエリア総合観光パンフレット作成業務 仕様書

一般社団法人物部川 DM0 協議会

1. 業務名 高知県ものがわエリア総合観光パンフレット作成業務

2. 業務目的

高知県ものがわエリアの観光資源の魅力を発信し、ターゲット旅行者の興味関心・、来訪、購買意欲を喚起し、周遊促進および滞在時間の拡大が期待できるようなパンフレットを新たに制作し、エリアの認知、観光消費額の拡大に寄与することを目的とする。

3. 課題

- ・ものがわエリアの認知度が低い。
- ・高知観光における目的地となり得ていない。
- ・高知県内の広域エリア別において、エリア滞在時間が最も短い。
- ・高知市から隣接していることもあり、通過型観光地となっている。

4. 業務内容

上記2に係る高知県ものがわエリア総合観光パンフレットの企画、スケジュール作成、ロケーションハンティング、ロケ交渉・撮影許可手続き、誌面作成とデザイン、写真撮影、モデル手配、事実や史実に基づいた文章作成、コピーライト、編集等、パンフレットの制作及び制作した作品の納品までの一切の業務。

5. 作成要件

●共通要件

①全体的に魅力的な写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に挿入し、思わず手にとってみたくなるような「ワクワク感」を与え、来訪意欲が高まる表紙、誌面とすること。

※情報が網羅されたカタログ調ではなく、見応え・読み応えのあるものとし、旅の思い出として保管しておきたいと思えるようなものとする。

②ターゲット

- ・メインターゲットは、小学生以下の子育てファミリー層。
- ・サブターゲットとして、祖父母を含めた三世代。アクティブシニア。

※メインターゲットに偏るのではなく、全世代が楽しめる情報とする。

③「旅ナカ」での活用（高知県内の主要観光施設、ホテル、レンタカー、駅、バスターミナル等での配架、イベントでの配布など）を前提とし、旅行者に有益な情報とすること。

④見やすく分かりやすいように誌面の構成方法、文章量を考慮し、QRコード等も効果的に活用し、HPとの連動や誌面では紹介しきれない情報を伝える工夫をすること。

●構成要素

- (1) 高知県内におけるものべがわエリアの位置情報が分かりやすく、魅力的に見えるエリア全体のガイドマップを設けること。
- (2) 以下の主要観光施設を紹介し、ものべがわエリアには他エリアと比べて観光施設が充実していることを掲載すること。
 - ・海洋堂スペースファクトリーなんこく
 - ・高知県立歴史民俗資料館
 - ・西島園芸団地
 - ・高知県立のいち動物公園
 - ・創造広場「アクトランド」
 - ・絵金蔵
 - ・ヤ・シィパーク
 - ・龍河洞
 - ・香美市立やなせたかし記念館
- (3) 「食」「体験（前日・当日予約できるもの）」「おみやげ」の情報を取材し、子ども向けメニューや設備の有無、駐車場、予約方法など丁寧な案内・内容を掲載すること。
- (4) 四季で楽しめるスポット、行事、植物・花など季節別の情報を入れること。
- (5) ファミリー向けに特化した特集・企画を入れること。
- (6) 飛行機までの時間の有効活用や、高知市や高知県内の人気主要観光スポットからも近く、来訪しやすいということを、位置情報やアクセス、所要時間も含め具体的に分かりやすく示し、周遊促進が期待できる企画を入れること。

例) + α 旅、ものべを+30分、ものべをプラスで高知満足旅
- (7) 上記(1)～(6)のほか、特集やコラム等、ものべがわエリアへの興味や来訪意欲の向上につながるような内容を受託者から自由に提案できることとする。

6. 作品規格

- ① 部数 1万部
- ② 合計 20ページ以上
- ③ サイズ B5
- ④ 紙質 指定なし
- ⑤ 言語 日本語
- ⑥ 印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

7. 委託業務の期間

本業務委託の期間は、契約日から令和6年3月31日までとする。

8. 予算額（委託料） 250万円以内（消費税及び地方消費税を含む）

9. 履行状況の報告

- (1) 委託業務を円滑に施行するため、受注者に対して随時履行状況の確認を行うことができる。
- (2) 受注者は、当協会の求めに応じ、速やかに履行状況の報告を行わなければならない。

10. 成果物

受注者は次のものを成果物として当協会に納めるものとする。

- ・制作パンフレット 1万部
- ・制作パンフレットの JPEG, PDF データ
- ・撮影した写真データ (jpeg 形式、1MB 以上 4MB 以下)
- ・作成したイラストデータ

※撮影した写真データ、作成した文言、イラストは当協議会に属するものとする。

12. 成果物の納期 令和6年3月末

13. 成果物の納入場所

高知県南国市大塚甲 1705-5 桜ビル2階
一般社団法人物部川 DMO 協議会

14. その他の特記事項

- (1) 制作過程における校正のやり取りについては、一定数予算額に含まれるものとする。
- (2) 10. 成果物の納品物を、公式 HP や SNS、および誌面の一部をチラシやポスターなどへ活用することを承諾するものとする。
- (3) 誌面で使用した写真、イラスト、モデルについて期限を有しないものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて当協議会と受注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 本業務の履行に際し、細部の業務内容については、その都度発注者、受注者が協議のうえ決定する。